



2019年12月30日

各 位

会 社 名 富士急行株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 堀内 光一郎
コ ー ド 番 号 9010 (東証第一部)
問 合 せ 先 責 任 者 取締役執行役員経営管理部長
相川 三七男
T E L (0555)22-7120

特別損失（投資有価証券評価損）の計上に関するお知らせ

当社は、2020年3月期第3四半期において、特別損失（投資有価証券評価損）を計上する必要が生じたので、お知らせいたします。

記

1. 特別損失（投資有価証券評価損）の計上について

「其他有価証券」に区分される保有有価証券のうち、時価が著しく下落し、その回復があると認められないものについて、2020年3月期第3四半期において減損処理による投資有価証券評価損を特別損失として計上する必要が生じました。

なお、四半期末における投資有価証券の減損処理につきましては、洗替え方式を採用しているため、2020年3月期の期末の時価により特別損失計上額が変動する場合、もしくは計上しない場合があります。

(1) 2020年3月期第3四半期における投資有価証券評価損

	連 結	個 別
2020年3月期第3四半期会計期間（2019年10月1日から2019年12月31日まで）の投資有価証券評価損の総額 (=A-B)	471百万円	471百万円
(A) 2020年3月期第3四半期累計期間（2019年4月1日から2019年12月31日まで）の投資有価証券評価損の総額	471百万円	471百万円
(B) 直前四半期（2020年3月期第2四半期）累計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の投資有価証券評価損の総額	－百万円	－百万円

※ 四半期における有価証券の評価方法は、洗替え方式を採用しております。

※ 当社の決算期末は、3月31日です。

(2) 銘柄

株式会社山梨中央銀行他 1 銘柄

※株式会社山梨中央銀行株式については、2001年3月期に退職給付会計導入に伴う積立不足額を解消し将来の退職給付に備えるため、保有する一部株式を抛出して退職給付信託を設定いたしました。その後、退職給付債務に対して退職給付信託財産が大幅な積立超過の状況となりその状態が継続することが見込まれたため、2006年3月期に当該抛出株式に係る退職給付信託を解約し時価により返還を受けたものです。

2. 今後の見通しについて

2020年3月期通期の連結業績予想につきましては、業績予想の修正が必要と判断される場合には改めて適時開示を行います。

以 上